

# 講師派遣制度を 活用してみませんか？

も  
つ  
と  
知  
り  
たい  
!

◆令和2年12月2日に、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(令和二年法律第七十二号)が成立し、令和3年6月9日に施行されました。

◆このようなNPO法について、少しでも理解を深めていただくために、内閣府の担当職員が講師役として説明会等の場に出向き、お話しさせていただきます。

## 派遣概要

### 【受付方法】

説明会等の開催日1ヶ月前までに、内閣府NPOホームページ内、「講師派遣申し込みフォーム」からお申込みください。

### 【対象】

地方自治体、NPO法人、中間支援組織、税理士、公認会計士、教育機関等が主催する説明会、セミナー等であって、  
①30名程度の規模、②平日に開催されるものを説明者派遣の対象といたします。

また、御依頼に当たっては、NPO法人、ボランティア団体をはじめ、幅広い団体の方々に対して参加の御案内をしていただくことを条件といたします。

【謝礼】金品の受取りは、一切辞退させていただきます。

【交通費及び会場費】主催者側でご負担いただきます。



## 講演テーマの一例

- ◆NPO法の概要
- ◆認定NPO制度の概要(寄附税制の概要)

※上記以外の講演テーマについても、ご要望に応じて調整させていただきます。  
なお、市民活動行政に関連するテーマのみとさせていただきます。

## 留意事項

- ・専用申し込みフォームからの申込受付後、依頼内容の確認を経て、必要書類のご提出をお願いいたします。(必要書類については申込受付後、ご連絡させていただきます。)
- ・本制度を利用した苦情、要望、陳情等をご遠慮ください。
- ・講師派遣対象となる説明会やセミナーに付随した物品の売買、契約等をご遠慮ください。
- ・講座時間は1～2時間程度となります。
- ・当日の参加者から受講料などを徴収する場合は、原則として講師の派遣はできません。
- ・日程等の理由によりご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

## 【お問い合わせ先】

◆内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)

TEL:03-5253-2111(代表)

内閣府NPOホームページ: <https://www.npo-homepage.go.jp/>

講師派遣専用申し込みページ: <https://www.npo-homepage.go.jp/koushi-haken/>